

○特定建設作業の規制基準（振動規制法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりです。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※ (3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	午後7時から 翌日の 午前7時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日その他 の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
 2 75dBを超える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
 3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

上記の表における区域の区分は次のとおりです。

昭和48年3月30日 県告示第424号

第1号区域 (昭和53年3月10日 県告示第335号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、 図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域